

滝沢市自治基本条例の運用状況について

滝沢市自治基本条例	状況	運用状況	基本条例
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域を実現するため、滝沢市の自治に関する基本原則を明らかにするとともに、地域づくりの推進に関する原則、制度等を定め、住民自治の深化を図ることを目的とします。</p>			
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>ア 本市に住所を有する者</p> <p>イ 本市に居住し、通勤し、又は通学する者</p> <p>ウ 本市で公益性を有する活動を行う者</p> <p>(2) 市 市長その他の執行機関をいいます。</p> <p>(3) 市政 行政及び議会の運営をいいます。</p> <p>(4) 協働 市民、市及び議会がそれぞれの役割及び責任を持ち、対等な立場で協力して行動することをいいます。</p> <p>(5) 地域づくり 地域が抱えている課題を解決し、暮らしやすい地域を実現するための取組をいいます。</p> <p>(6) 参加 市民が、市政又は地域づくりに関わり、意見を表明し、及び行動することをいいます。</p> <p>(7) 地域コミュニティ 自治会及び公益性を有する活動を行うもの並びにこれらを含む総体をいいます。</p>			
<p>(条例の位置付け)</p> <p>第3条 この条例は、滝沢市の自治に関する最高規範であり、個別の条例及び規則の制定等又は総合計画等各種計画の策定に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。</p> <p>2 市及び議会は、この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>3 市民、市及び議会は、この条例に定める事項を相互に関連付けることにより、より効果的に活用し、住民自治の深化を図るものとします。</p>			

滝沢市自治基本条例	状況	運用状況	基本条例
<p>第2章 理念及び原則 (市民憲章) 第4条 市民一人一人の想いを象徴するものとして、次の憲章を定めます。</p> <p>滝沢市民憲章 岩手山のふもと、鈴の音響くふるさと滝沢で、わたしたちは一人一人が大きな夢をいただきます。 地域の絆と支えあいを築きます。 楽しみ、よろこび、生きがいを見つけます。 健康で心豊かな生活をめざします。 未来に輝く子どもたちを育てます。</p>			
<p>(めざす地域の姿) 第5条 市民、市及び議会は、次に掲げる地域の実現に努めます。</p> <p>(1) 岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域</p>			
<p>(2) みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域</p>			
<p>(3) 保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域</p>	○ 健康	たきざわ健康プラン21 -第3次滝沢市地域保健計画- ・健康づくり推進協議会 第1回 令和6年7月5日/第2回 令和6年12月4日	行政基本条例
<p>(4) 地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域</p>	○ 防災	滝沢市地域防災計画 ・滝沢市防災会議 書面議決 令和6年2月19日議決	行政基本条例
<p>(5) 学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域</p>	○ 生涯	滝沢市生涯学習推進計画「学びプランたきざわ」 ・滝沢市生涯学習推進協議会 令和6年8月22日開催	行政基本条例
<p>(6) 地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域</p>	○ 企業	滝沢市産業振興条例 ・滝沢市産業振興会議 令和6年8月20日開催	行政基本条例
<p>(7) 歴史・伝統を守り、文化を創造する地域</p>	○ 生涯	滝沢市社会教育委員の設置に関する条例(滝沢市社会教育委員会議運営規則) ・滝沢市社会教育委員会議 令和6年7月24日開催	
<p>(8) 年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域</p>	○ 地づ	滝沢市男女共同参画 ・滝沢市男女共同参画推進委員会 令和6年12月23日開催(予定)	
<p>(基本原則) 第6条 市民、市及び議会は、次に掲げる自治に関する基本原則に基づき、地域づくりを進めます。</p> <p>(1) 自治の主体は市民であり、自治の主権は市民にあります。</p> <p>(2) 市民の積極的な参加による地域づくりを推進します。</p> <p>(3) 協働による地域づくりを推進します。</p>			
<p>(4) 市政及び地域の情報は、互いに共有します。</p>			

滝沢市自治基本条例	状況	運用状況	基本条例
<p>第3章 協働による地域づくり (協働による地域づくり)</p> <p>第7条 市民、市及び議会は、地域づくりの推進に当たっては、前条第3号に規定する基本原則に基づき、協働により推進するものとします。この場合において、必要に応じて協定等を締結し、役割等を定めるものとします。</p>	○ 企画	令和6年12月1日現在 131件の協定を締結しています。 協定締結企業・団体との協働により、地域づくりを推進しています。	行政基本条例
<p>(協働における役割)</p> <p>第8条 市民は、地域づくりの担い手であることを自覚し、自らの活動による地域づくりの推進に努めるものとします。</p>			
<p>2 市民は、積極的に市政に参加し、行政及び議会とともに地域づくりの推進に努めるものとします。</p>			
<p>3 市は、市民の主体性、自主性及び自立性を尊重し、その活動を積極的に支援するとともに地域づくりを具体的に推進するため、総合計画等各種計画の策定、制度等の整備に努めるものとします。</p>	○ 企画 地づ	<p>令和6年度より「やさしさに包まれた滝沢」を目指す第2次滝沢市総合計画に基づくまちづくりを進めています。</p> <p>併せて、前期基本計画も策定し、市民主体の地域別計画及び行政が主体となる市域全体によって、基本構想の実現を目指す取組を進めています。</p> <p>・地域別計画 令和4年度 11地区 計44回 活動の振り返り、計画の見直し 令和6年4月1日 地域別計画 11地区 策定</p>	行政基本条例
<p>4 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める議会の権限を最大限に行使し、市民を代表する意思決定機関として行政運営を監視し、評価し、市民の意見を行政の政策に反映させるよう努めるものとします。</p>	○ 議会	令和5年 請願 0件（採択 0件／不採択 0件） 陳情 2件（採択 2件／不採択 0件）	議会基本条例
<p>第4章 地域づくりの推進 (総合計画)</p>			
<p>第9条 市長は、第5条に掲げる、めざす地域の姿を踏まえ、総合的かつ計画的な地域づくりを推進するため、滝沢市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実行計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、その実現を図るものとします。</p>	○ 企画	令和6年市議会定例会2月会議において、第2次滝沢市総合計画基本構想議決を受け、同日第2次滝沢市総合計画基本構想及び前期基本計画を策定し、令和6年度当初から同計画に基づく地域づくりを推進しています。	行政基本条例
<p>2 総合計画を策定する場合は、市民が参加できる方法を用いるものとし、その意見を当該計画に反映するものとします。</p>	○ 企画	<p>総合計画の策定に当たっては、「市政懇談会」や「市長と話そう」を令和5年4月から7月までの間に34回開催し、延べ515人の市民の皆さんと懇談しました。懇談では400件を超える意見をいただき、総合計画に反映しています。</p> <p>また、パブリックコメントには、5件の意見が寄せられ、市のホームページで、意見に対する市の考えを公表しています。</p>	行政基本条例
<p>3 基本構想は、議会の議決を経なければなりません。</p>	○ 企画	<p>・滝沢市総合計画基本構想（案）</p> <p>令和6年市議会定例会2月会議において、第2次滝沢市総合計画基本構想議決を受け、同日第2次滝沢市総合計画基本構想及び前期基本計画を策定し、令和6年度当初から同計画に基づく地域づくりを推進しています。</p>	行政基本条例
<p>4 市が行う政策は、総合計画に基づくものとします。</p>			

滝沢市自治基本条例	状況	運用状況	基本条例
5 市長は、総合計画を展開し、その進捗状況を公表するものとします。	○ 企画	進捗状況については、指標の推移等をベンチマークレポートととして取りまとめ、市のホームページで公表しています。 令和5年度には、第1次滝沢市総合計画全体の評価も実施し、併せてホームページで公開しています。 そのほか、市域全体計画に基づく政策展開についても市ホームページで公表しています。	行政基本条例
6 市長は、社会経済情勢の大きな変化及び第17条第2項に規定する行政評価による見直しを踏まえ、必要に応じて総合計画の見直しを行うものとします。	○ 企画	・総合計画の進捗管理、見直し状況 令和3年度から令和5年度にかけ、第1次滝沢市総合計画の進展及び地方自治体を取り巻く環境の変化を踏まえ、第2次滝沢市総合計画を策定しました。	行政基本条例
(情報共有等) 第10条 市民、市及び議会は、地域づくりの推進に当たっては、第6条第4号に規定する基本原則に基づき、情報を共有して推進するものとします。この場合において、市及び議会は、市政に関する情報について、市民に対し積極的かつ丁寧な説明を行う責任を負うものとします。	○	広報等による情報発信（市 年24回、議会 年5回） ホームページ、アプリ（滝沢NAVI）による情報発信 自治会会報ホームページ掲載（11自治会）	行政基本条例 議会基本条例 コミュニティ基本条例
2 市及び議会は、個人に関する情報を適正に管理し、保護しなければなりません。	○ 総務	・滝沢市個人情報の保護に関する法律施行条例 個人情報ファイル件数 291件（内個人情報ファイル簿90件） 目的外利用件数 212件、目的外提供 25件 個人情報の開示請求件数 1件（内不開示決定件数0件） 個人情報の訂正請求及び利用停止請求件数 0件 審査請求の件数 0件	行政基本条例
3 市は、個人に関する情報の保護及び行政情報の公開に関する手続その他の必要な事項について、別に条例を定めるものとします。	○ 総務	・滝沢市個人情報の保護に関する法律施行条例 ・滝沢市情報公開条例 開示請求件数 83件 （内開示決定 64件、部分開示 5件、不開示決定 12件、取り下げ 2件） 審査請求件数 0件	行政基本条例

滝沢市自治基本条例	状況	運用状況	基本条例
<p>(市政参加等)</p> <p>第11条 市及び議会は、市政について、市民の多様な参加の機会を設けるとともに、意見及び提案を求め、これを反映するよう努めるものとします。</p>	<p>○ 企画 議会</p>	<p>(行政)</p> <p>市政懇談会や市長と話そうなどの懇談会、市HPへの問い合わせフォームや市役所窓口の声の箱への投書などの直接市民意見を伺う取組、幸福実感アンケートなどのアンケート調査や計画策定時のパブリックコメント、市長の諮問機関における会議での審議・検討など、様々な手段で市民意見を踏まえた市政運営を進めています。</p> <p>また、令和6年度以降は、新たに、無作為抽出した市民による構成される会議体、「自分ごと化会議」の開催、市が個別のテーマを設け、説明しながら市民と意見交換を行う「タウンミーティング」の取組を新たに開始することとしており、多様な機会を設け、市民の意見を伺っていく予定としています。</p> <p>(議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民懇談会 令和5年：4回(共催)71人</li> </ul> <p>市民懇談会は、自治会等の地縁団体や各種団体、PTA、NPO法人などの意見や要望を聴取する場です。原則として事務局を有する団体を対象とし、会場やテーマ、懇談方法はその都度協議して決定します。</p> <p>(参考) 令和6年は、産業建設常任委員会の所管事務調査のテーマである「交通弱者対策について」および「中心拠点を核とした交通網の整備について」について5回開催。共催は12月18日開催予定。</p> <p>議会フォーラム(令和5年5月28日)参加者 89人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「市民と振り返る議会評価」として、4年間の議員活動の報告や議会アドバイザーからの講演等を実施しました。</li> </ul> <p>(参考) 令和6年は小学校区毎に開催(9か所 107人)</p>	<p>行政基本条例</p> <p>議会基本条例</p>
<p>2 市は、市民が市政に参加するに当たり、男女共同参画社会の形成等に配慮し、誰もが参加しやすい環境を整備するよう努めるものとします。</p>	<p>○ 全体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報等のホームページ掲載(聴覚)</li> <li>広報の録音、展示広報による情報提供</li> <li>会議を午後に開催(子ども・子育て会議)</li> <li>審議会における女性参加者割合 令和5年度目標値29.1% 実績値25.3%(女性委員数/総委員数)</li> </ul>	<p>行政基本条例</p>
<p>3 市及び議会は、子ども(18歳未満の市民をいいます。)が意見を表明できる機会を、積極的に設けるよう努めるものとします。</p>	<p>○ 企画 生涯</p>	<p>第2次滝沢市総合計画の策定に当たって、市長と話そうを市内小中学生及び市内の盛岡農業高校、盛岡北高校の生徒との懇談を実施し、意見を伺い、計画に反映しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジュニアリーダーズセミナー 令和6年10月26日(土)開催 滝沢市内中学生・高校生を対象に実施 テーマ：地域課題や魅力の発信、教育課題を解決できるリーダーとしての役割を考える</li> <li>子ども会リーダー研修 令和6年12月7日(土)予定 次期、子ども会のリーダー(会長・班長等)として活動することが期待される滝沢市内小学5年生86名(各子ども会から1名、5年生がいない場合は4年生)</li> </ul>	<p>行政基本条例</p>
<p>4 市民は、市及び議会が設ける多様な参加の機会を活用し、積極的に自治の主体として発言し、及び行動するよう努めるものとします。</p>			

滝沢市自治基本条例	状況	運用状況	基本条例
5 市民は、公益的な観点から、市及び議会に対し市政に関する提案を行うことができるものとします。	○ 企画 議会	(行政) 市政懇談会、市ホームページや声の箱への投書、幸福実感アンケートの自由記載意見などにより市民からの提言や意見を受け付けています。 (議会) 市民懇談会、議会報告会、市民議会、議会モニターアンケートや傍聴者からの声、令和6年度は議会ブース等、さまざまな機会をとらえ市民からの提言や意見を受け付けています。	行政基本条例  議会基本条例
6 市及び議会は、前項の提案があった場合は、公開を原則とした審査を実施し、有益であると認められる提案については、その実現に向けて適切な措置を講ずるものとします。	○ 企画 議会	(行政) 上記により寄せられた提言や意見については、全て所管部署で検討し、取組方針や今後の見込みなどについて、市ホームページで公表しています。 (議会) 寄せられた市民からの声については、所管の常任委員会で協議し、議会活動に活用するとともに、議会全体で共有しています。議会モニターからのご意見等については市議会ホームページや議会だより等で公表しています。	行政基本条例  議会基本条例
7 市は、市民の市政参加に関する手続その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。	企画	現在、条例は未制定ですが、本条第1項の規定の説明のとおり、多様な市政参加の機会を提供しています。	行政基本条例
(住民投票) 第12条 市長は、市政に関わる重要な事項について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施できるものとします。			
2 市民、市長及び議会は、住民投票の結果を尊重するものとします。			
3 市は、住民投票の市長への実施請求及び実施に係る手続その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。	○ 企画	・滝沢市住民投票条例	行政基本条例
第5章 地域コミュニティの運営 (地域コミュニティ活動) 第13条 地域コミュニティは、それぞれの特性を活かすとともに、連携し、協力して地域の共通課題の解決を図り、地域づくりを推進するものとします。	○ 地づ	・地域コミュニティとの連携 滝沢市自治会連合会理事会、自治会長研修(年3回)、役員研修会(年3回)	コミュニティ 基本条例
2 地域コミュニティは、地域の将来像を自ら考え、その課題の解決に向けて取り組むよう努めるものとします。	○ 地づ	・地域別計画の策定、運用状況 第1期 令和4年度に振り返り、見直しを実施(11地区 各4回実施) 令和6年4月1日策定	コミュニティ 基本条例
3 地域コミュニティは、その活動に各世代の市民が参加できる機会を設けるとともに、体験を通して地域の将来を担う人材を育成するよう努めるものとします。	○ 地づ	・夏まつり、敬老会、敬祝祭(夏まつり+敬老会:法誓寺自治会)、世代間交流ゲーム大会(大沢自治会) 川魚イワナつかみ取り大会(元村西自治会)など	コミュニティ 基本条例
(運営の原則) 第14条 本市に居住する者は、地域コミュニティを構成する各種団体(以下「各団体」といいます。)に積極的に加入し、その活動に参加するものとします。	○ 地づ	・自治会加入率 H16:82.69% H26:81.12%(△1.57) R5:79.44%(対H16:△3.25%、対H26:△1.68%)	コミュニティ 基本条例
2 本市に通勤し、又は通学する者は、各団体の活動に積極的に参加し、地域づくりに関わるものとします。	○ 地づ	・【たきざわ幸福実感アンケート】あなたは、ここ1年で地域活動に参加しましたか H26 48.3% R5 45.8%(△2.5%)	コミュニティ 基本条例

滝沢市自治基本条例	状況	運用状況	基本条例
3 地域コミュニティは、効率的な活動を行うため、各団体の相互で活動内容その他の情報を共有するよう努めるものとします。	○ 地づ	・滝沢市自治会連合会理事会、自治会長研修（年3回）、役員研修会（年3回）	コミュニティ 基本条例
4 地域コミュニティは、その活動の活性化を図るため、各団体の相互で評価を実施し、その結果を共有してその後の活動に反映させるよう努めるものとします。	○ 地づ	・滝沢市自治会長研修、役員研修会にて地域活動の情報交換	コミュニティ 基本条例
（条例の制定） 第15条 市は、地域コミュニティの活力が最大限に発揮されるよう、その役割その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。	○ 地づ	・コミュニティ基本条例	コミュニティ 基本条例
第6章 行政運営の原則 （財政運営の原則） 第16条 市は、健全な財政運営に努めるものとします。			
2 市は、財政状況に関する情報、予算の編成及び執行に関する情報並びに将来の財政の見通しを公表するものとします。	○ 財政	告示・ホームページにて年2回（5月、11月）に公表	行政基本条例
（行政評価） 第17条 市は、行政運営を効果的かつ効率的に行うため、政策、施策その他行政の運営に関する事項について行政評価を実施するものとします。	○ 企画	基本計画の市域全体計画及び毎年度策定する市長方針に基づく政策・施策方針について、翌年度の7月末までに評価を行い、市ホームページで公表しています。	行政基本条例
2 市は、前項の行政評価の結果に基づき見直しを行うとともに、これを総合計画の進捗管理等及び予算の編成等に反映させるものとします。			
3 市は、第1項の行政評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるとともに、行政評価の結果を公表するものとします。	○ 企画	評価の内容については、諮問機関である市総合計画審議会に報告し、委員に対し説明しているほか、進捗状況については、ベンチマークレポートとして取りまとめ市民にお知らせし、毎年度実施する幸福実感アンケート調査における自由記載意見や、市政懇談会などで寄せられる意見を踏まえ、次年度の政策・施策展開の参考としています。	行政基本条例
（自治立法権の行使による政策実現） 第18条 市は、行政運営上の課題解決を図るため、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用のもと、関係法令との整合性を図り、自治立法権の積極的な行使により、政策の実現に努めるものとします。	○ 企画	国の法令の範囲では適切に対応が難しい市の行政課題を的確に捉え、本市の実情と要望に沿う例規整備及び政策立案に努めています。	行政基本条例
（行政組織） 第19条 市は、行政組織を整備し、行政運営上の課題等に迅速に対応するものとします。			
（審議会等） 第20条 市は、法令等の規定により設置する附属機関及び必要に応じて設置する審議会等の委員を選任する場合は、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めるものとします。	○	・市民からの委員等の公募（附属機関：6組織） 滝沢市国民健康保険運営協議会 滝沢市自治基本条例検証委員会 滝沢市子ども・子育て会議 滝沢市情報公開・個人情報保護審査会 滝沢市いじめ防止等対策協議会 滝沢市上下水道事業経営審議会	行政基本条例
2 市は、会議及び会議録を公開しなければなりません。ただし、市長が公開することが適当でないと認める場合は、その限りではありません。	○	・議事録等の公表（附属機関等：19組織）	

滝沢市自治基本条例	状況	運用状況	基本条例
(行政運営等に関する条例) 第21条 市は、行政の機能、役割その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。	○ 企画	・滝沢市行政基本条例	行政基本条例
第7章 議会運営の原則 (議会運営の原則) 第22条 議会は、市民に開かれた議会運営を行うよう努めるものとします。	○ 議会	各常任委員会を中心に政策サイクルに基づき、議会報告会や市政懇談会等で市民の声を聴き、2024 滝沢市議会ビジョンである「市政課題を市民と対話し 解決に向け 共に取り組む議会」に向け取り組んでいます。令和6年3月には、政策立案等に対するガイドラインを策定しています。	議会基本条例
2 議会は、政策立案機能の充実を図るとともに、自治立法活動、調査活動等を行うものとします。	○ 議会	議会改革を議会活動の最終的な到達点である住民福祉の向上につなげていくこと、議会改革のバージョンアップをはかること等を目的とし、今までの取り組みを見直しています。	
(議会評価) 第23条 議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動その他議会の運営に関する事項について議会評価を実施するものとします。	○ 議会	議会基本条例の各条文に基づく運用実績を議員全員で評価し、議会ホームページで公表しています。また、条例評価に基づいた議会活動の中身の評価については外部評価導入を目的に、令和6年度に議会改革推進会議の専門委員会として「政策サイクル評価推進委員会」を設置しました。	議会基本条例
2 議会は、前項の議会評価の結果に基づき見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとします。			
3 議会は、第1項の議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるとともに、議会評価の結果を公表するものとします。	○ 議会	評価の内容については、令和5年5月に開催した議会フォーラムにおいて、市民へ議会活動について説明し、評価をいただいた。令和5年度の評価については、議会改革推進会議で共有し、また、議会アドバイザーへ報告し助言いただいている。政策サイクル評価推進委員会には議会アドバイザーも参加しており、成果と課題を明確にし取り組んでいます。	議会基本条例
(議会の運営等に関する条例) 第24条 議会は、議会の機能、役割その他必要な事項について別に条例を定めるものとします。	○ 議会	・議会基本条例	議会基本条例
第8章 危機管理体制及び地域づくりにおける連携 (危機管理体制の確立) 第25条 市は、個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うため、危機管理体制の確立を図らなければなりません。	○ 防災	・滝沢市地域防災計画	行政基本条例
2 市は、前項の目的を達成するため、広域的な視点から近隣自治体との連携強化に努めるものとします。	○ 企画	盛岡広域市町で構成する盛岡広域首長会議内に自然災害対策部会を設け、広域圏における災害対応などの検討を行っています。そのほか、以下の協定を締結し、連携した取組を進めています。 【盛岡市・矢巾町】盛岡都市圏における地域公共交通に係る連携協定 【盛岡広域市町（盛岡市・八幡平市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町）】配偶者暴力相談支援センター広域連携事業の実施に関する協定	行政基本条例
3 地域コミュニティは、災害等の発生時において、自主的かつ主体的に避難、防災等の初動活動を行うとともに、互いに協力して対処することができるよう日頃から地域での信頼及び交流関係を築くよう努めるものとします。	○ 防災	・自主防災組織 32組織	行政基本条例
4 市は、前項における地域コミュニティの活動に対し、必要な情報を提供するなど積極的に支援するものとします。	○ 防災	・自主防災組織への情報提供 自主防災講演 令和6年9月8日 地域防災リーダー養成講座 令和6年12月5日～12月8日	行政基本条例



滝沢市自治基本条例	状況	運用状況	基本条例
<p>(地域づくりにおける連携等)</p> <p>第26条 市民、市及び議会は、大学、研究機関、企業等と連携し、その見識等をより効果的な地域づくりに活用するよう努めるものとします。</p>	○ 企画	<p>様々な企業・団体等と協定を締結し、本市の地域課題に対応した取組を進めています。特に本市の強みである高等教育機関との間では以下のとおり知見を活用した取組を進めています。</p> <p>【岩手県立大学、NPO イノベブリッジたきざわ】若者人材の育成・定着に関する連携協定</p> <p>【筑波大学スマートウエルネスシティ政策開発研究センター、株式会社つくばウエルネスリサーチ、一般社団法人健幸子育て応援隊、株式会社FIELD BOOK】「地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発」プロジェクトに係る事業協定</p> <p>【岩手県立産業技術短期大学校】岩手県立産業技術短期大学校と滝沢市との産業人材の育成に係る連携</p> <p>【盛岡大学、盛岡大学短期大学部】盛岡大学・盛岡大学短期大学部と滝沢市との包括的連携に関する協定</p>	行政基本条例
2 市民、市及び議会は、国及び他の自治体と連携し、協力し、地域づくりの共通課題の解決に努めるものとします。	○ 企画	本市の行政課題について、国や県などに要望し、解決に向けた取組を推進しているほか、盛岡広域自治体間で締結している「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」に基づき、広域の行政課題に対しても連携した取組を進めています。	行政基本条例
3 市民、市及び議会は、市外の人々と連携し、その見識等をより効果的な地域づくりに活用するよう努めるものとします。			
4 市民、市及び議会は、国際交流の推進に努めるとともに、多文化共生社会の視点に立った地域づくりを推進するものとします。	○ 生涯	多文化共生社会の啓発と国際感覚豊かな人づくりを目指す滝沢市国際交流協会の活動を支援しました。	行政基本条例
<p>第9章 権利及び責務</p> <p>(市民の権利及び責務)</p> <p>第27条 市民は、市政に参加する権利を有するとともに、自治の主体としてその発言及び行動に責任を持ち、積極的に市政に参加するよう努めるものとします。</p> <p>2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、自らも積極的に市政に関する情報を入手するよう努めるものとします。</p> <p>3 市民は、法令等の定めるところにより、行政サービスの提供を受ける権利を有するとともに、納税等の義務を負うものとします。</p> <p>4 市民は、法令の定めるところにより選挙権を有するとともに、自治の主体として最大限その権利を行使するよう努めるものとします。</p>			
<p>(市長の責務)</p> <p>第28条 市長は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、行政運営に関する基本方針を毎年度策定し、公表し、その方針に基づいて職務を遂行しなければなりません。</p>	○ 企画	・市政経営に関する市長方針と市長施政方針をホームページにて公開	行政基本条例
2 市長は、職員の能力向上に努めるとともに、適切に指揮監督し、行政運営を行わなければならないとします。	○ 総務	<p>滝沢市人材育成基本方針</p> <p>3 人材育成上の課題</p> <p>① “市民主体の地域づくり”を推進するための能力の育成</p> <p>②職務の級ごとに必要となる能力を開発するための研修体系の整備</p> <p>③改善・改革マインドの次世代への継承</p> <p>④多様で柔軟な働き方に対応するための取組</p> <p>⑤風通しがよく生き生きと働ける職場環境の整備</p> <p>⑥目指すべき職員像や職務の級ごとの役割の明確化</p> <p>⑦採用、研修、評価、異動等が一体となった人事制度の構築と運用</p>	行政基本条例

滝沢市自治基本条例	状況	運用状況	基本条例
3 市長は、選挙公約を総合計画に反映させるよう努めるものとします。			
(市議会議員の責務) 第29条 議員は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、常に市民全体の利益を優先し、職務を遂行しなければなりません。 2 議員は、自らの考えを明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、政策立案及び議会運営に反映させるよう努めるものとします。			
(市職員の責務) 第30条 職員は、法令等を遵守し、全体の奉仕者として、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。	○ 総務	・調査委処分の公表 ホームページにて公表 15件 ・公益通報 0件	行政基本条例
2 職員は、行政運営上の課題等に的確に対応するため、積極的に知識、技能等の習得に努めるものとします。	○ 総務	※研修の受講状況 内部研修 新規採用職員研修、専門研修等 9件 298人 外部研修 岩手県市町村職員研修協議会 18件 93人 公益財団法人岩手県市町村振興協会 2件 9人 市町村アカデミー等 6件 6人 総務省、地方公共団体システム機構 1件 414人(オンライン研修) 広域研修 盛岡広域首長懇談会事務検討会議人材育成部会 4件 17人 40件 837人(延べ)	行政基本条例
3 職員は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、市民との対話を図るとともに、地域コミュニティの一員として、自らも積極的に地域づくりの活動に参加するよう努めるものとします。			
第10章 公正及び信頼の確保 (行政手続) 第31条 市は、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、市民の権利利益を保護するとともに、透明で公正かつ公平な行政手続を確保しなければなりません。	○ 総務	行政手続法(平成5年法律第88号)及び滝沢市行政手続条例(平成8年滝沢村条例第15号)に基づき、行政手続の適正な執行を推進しています。令和5年度は行政手続研修(主任級職員)を実施しました。 ・行政不服審査請求の状況 令和5年度 1件(棄却)	行政基本条例
(倫理) 第32条 市長及び議会は、政治倫理を確立し、公務に対する市民の信頼の確保を図らなければなりません。	○ 企画	関係法令の遵守はもとより、政治倫理の確立のための滝沢市長の資産等の公開に関する条例(平成7年滝沢村条例第20号)を制定するなどし、市長の政治倫理の確立及び公務に対する市民の信頼の確保を図っています。	
2 市長は、公務員倫理を確立し、公務に対する市民の信頼の確保を図らなければなりません。			
(公益通報等) 第33条 市長は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の規定及び同様の取扱いに対する公益通報(以下「公益通報」といいます。)を受ける体制を整備しなければなりません。	○ 総務	・滝沢市公益通報に関する要綱 公益通報 令和5年実績 0件	
2 市は、市民からの意見、要望等(以下「意見等」といいます。)を受けた場合は、誠実に応じ、迅速かつ適切な措置を講ずるものとします。			
3 市及び議会は、公益通報又は意見等を行った者に対し、それを理由とする不利益な取扱いを一切してはなりません。			

滝沢市自治基本条例	状況	運用状況	基本条例
4 市は、公益通報及び意見等の処理に係る手続その他必要な事項について、別に条例等を定めるものとします。			
第 11 章 条例の実効性の確保等 (条例の運用状況の調査等) 第 34 条 市民、市長、議員及び職員は、この条例を遵守し、地域づくりを推進するものとします。			
2 市長は、この条例の運用状況の調査及び検討を毎年行い、その結果を公表するものとします。	○	・自治基本条例検証委員会の議事録の公表 第 2 期 第 4 回 滝沢市自治基本条例検証委員 会議事録 ホームページにて公表	
3 市長は、前項の規定による調査及び検討の結果を踏まえ、適切な措置を講ずるものとします。			
(条例の検証等) 第 35 条 市長は、別に条例で定めるところにより、滝沢市自治基本条例検証委員会（以下「委員会」といいます。）を設置するものとします。	○	・自治基本条例検証委員会の設置	
2 委員会は、この条例の運用状況及びこの条例に基づく地域づくりに関して、市長に提言できるものとします。			
3 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、地域づくりを推進するために解決すべき課題、必要な措置等を検討し、その結果を市長に答申するものとします。			
4 市長は、委員会の答申又は提言を尊重し、その内容を公表するものとします。			
(条例の見直し) 第 36 条 市長は、前 2 条の規定によりこの条例の見直しを行う場合は、多様な方法を用いて、市民の意見及び提案を求めるよう努めるものとします。			
附 則 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。			